

保

1991年度

駿台史学会大会

研究発表要旨

1991年11月30日

駿台史学会

於 明治大学大学院南講堂

研 究 発 表

自由党結党過程の再考 福 井 淳 (日本史学)

—— 嚶鳴社の動向を中心として ——

柵門後市と湾商 寺 内 威太郎 (東洋史学)

—— 朝中関係の一側面 ——

メクレンブルク植民にみる成立期の 富 田 矩 正 (西洋史学)

小定住地「農耕市民都市」

黒耀石原産地遺跡の調査と研究 安 蒜 政 雄 (考古学)

—— 長野県小県郡長門町鷹山遺跡群 ——

北極圏冬季の気温変動と 梅 本 亨 (地理学)

ブロッキング高気圧の関係について

《 特 別 講 演 》

アメリカ人の戦争観 林 義 勝 (西洋史学)

—— 湾岸戦争を見て考えたこと ——

自由党結党過程の再考

—— 嚶鳴社の動向を中心として ——

福 井 淳

日本最初の本格的中央政党である自由党の結党過程については、近年第一次史料による研究が蓄積されつつあるが、なおいくつかの不明な点を残している。そのうち最大の論点は、当時東日本最大の民権結社であった東京の嚶鳴社が、結党の議に加わりながらついに参加をしなかった問題である。この解明には、嚶鳴社側からの検討が必要であるが、そうした研究は手薄である。そこで本報告では、嚶鳴社の自由党結党への参画の実態を明らかにし、そのなかで不参加の原因を内的条件（自らの政党化の動き）と外的条件（土佐派の林包明らの嚶鳴社批判と圧力）から考えてみたい。

嚶鳴社は、1880年中頃には、土佐派頭首の板垣退助との結びつきを強め、かつ、いち早く政党の重要性について、その弊害面も含め論議を深めていた。11月国会期成同盟大会が開催されると、その本大会・懇親会に嚶鳴社社長の沼間守一を始め、草間時福・狩野元吉ら有力社員が参加する一方で、沼間が社内で、嚶鳴社の政党化と党首の選定を、おそらくは板垣を党首候補に入れつつ発議した。しかし、この政党構想が在官中の社員を中心とした異議により未決のまま残されたため、以後その構想は伏流化し、より期成同盟への関与が積極化した。すなわち遺棄者扶助法作成への沼間の参画、関東・伊豆の地域惣代としての草間選出、大会機能を補完する懇親会の幹事への社員選出、河野広中らの政党構想の規約修正への沼間・草間らの参加がそれで、その帰結として、自由党準備会盟約審議の議長を沼間が務め、事務所が嚶鳴社の機関紙『東京横浜毎日新聞』社に置かれ、沼間らが事務委員を務めるといふ、枢要の地位の獲得となった。しかし、準備会設立直後、松沢求策の自由党機関紙発行の提案を沼間・草間らが葬ったことから、嚶鳴社のリーダーシップへの危惧が広がり、事務所の不本意な移転が強行されるとともに、土佐派の林包明らの嚶鳴社批判が顕在化した。しかし事務委員の職は自由党結党まで沼間らが務め、なかでも事務委員惣代となった野村本之助は困難な状況下で職務を果たした。

そして1881年に入ると、運動面に姿を見せていなかった有力社員肥塚竜が、『東京横浜毎日新聞』で政党論を論じて沼間らを支援する動きをみせ、準備会への嚶鳴社からの参加者も、従来のジャーナリスト社員中心から、志摩万二郎・高梨哲四郎ら代言人社員にまで広がり、嚶鳴社の在野社員の主要な顔ぶれが出揃うまでになった。

しかしその後、事態は急転回する。すなわち、元嚶鳴社員の河野敏謙文部卿の文部省への積極的な嚶鳴社員登用策が問題化して、河野はこの年4月に農商務卿への転任をよぎなくされていたが、その河野の不満が7月には沼間による河野を党首とした政党結成の動きとして、突如嚶鳴社の政党構想の伏流を地表に出現させた。さらに従来からの林らの嚶鳴社批判が激しさを増したことに對して肥塚が反駁を加えるなかで、9月、『東京横浜毎日新聞』と植木枝盛主宰の『高知新聞』との間で決定的な批判の応酬も生まれた。こうした結果として、沼間・野村の自由党準備会欠席が企図され、嚶鳴社の自由党準備会からの離脱はほぼ決定的なものとなった。

これ以降9月下旬から、沼間・肥塚らは板垣を視野に入れながらも、嚶鳴社の政党構想の延長線上に東京府下ジャーナリストを結集しての政党結成を画策する。しかし、沼間は10月に入っても、板垣退助と谷干城との仲介に走り、また狩野元吉は、18日から始まった自由党結党会議に当初参加をしている。つまり、沼間らの自由党との本当の決別は、20日の河野敏謙免官による、河野との政党結成の現実的可能性の出現と、それに加えて、29日の自由党総理への板垣選出による、板垣との政党結成の不可能性の決定を待たなければならなかったと推測できる。そして、沼間らはジャーナリスト政党の結成に失敗した後、河野との結びつきを主軸にして立憲改進黨に参加していくことになる。

柵門後市と湾商

—— 朝中関係の一側面 ——

寺内威太郎

17世紀以降の李氏朝鮮と清朝との間の経済関係には、毎年数回派遣される燕行使（朝貢使）に付随して、主として北京で行われる燕行貿易と、両国の国境の数箇所で開催される辺境交易があった。今回問題にする柵門後市は、清朝領の鳳凰城辺門で行われた辺境交易で、柵門とは辺門の朝鮮での呼称、後市は朝鮮で私貿易や密貿易を指す用語である。柵門は清朝の国境検問所に当たり、燕行使は往路・復路ともここを通過し、その際に朝鮮から湾商（義州商人）、清朝から遼東・遼西各地の商人が集って交易を行っていた。この交易は需給関係に基づいて、おそらく17世紀後半から自然発生的に始まり、最終的に日清戦争が勃発するまで続いた。

しかし、この交易が「後市」と呼ばれたことから分るように、朝鮮政府は当初、柵門での交易を正当な商業行為とは認めなかった。柵門後市は1752年に至って朝鮮政府に公認されるが、その後、1787年に禁止、1795年に再び公認というように複雑な経緯をたどっている。こうした背景には、朝鮮の清朝に対する外交経費の財源問題が深く係わっていた。すなわち、1752年に柵門後市が公認された背景には、対清外交で重要な位置を占める義州府の財政を補填する意味があり、1795年に再公認されたのは、燕行使が必要とする外交機密費「公用銀」の財源をこの交易の税金から確保するためであった。また、燕行貿易と公用銀の財源には、対馬貿易によってもたらされる「倭銀」の輸入動向も密接に関連していた。

さらに、湾商は松商（開城商人）とともに燕行使に随行して北京でも交易を行い、これらの国際交易を通じて商業資本を蓄積したと言われることが多いが、柵門後市の実態を見るかぎり、利潤の蓄積を阻害する要因があったことを指摘しなければならない。

周知の通り清朝と朝鮮の間には、清朝を宗主国、朝鮮を藩属国とする政治的関係（宗藩関係）が成立していた。勿論、宗藩関係とは本来的に緩やかで理念的・名目的なものに過ぎないと言われており、実際に朝鮮が政治的・軍事的に清朝に支配された事実はないし、個々の面における朝鮮の自主性・独自性については従来から指摘されている通りである。しかし、ある部分では藩属国であるがゆえに、負わなければならない義務と負担が存在したことも否定できないのであり、その1つの例が柵門後市に現れていると考えられる。従来の研究では両国の関係について、朝鮮の宗主国清朝に対する意識（小中華意識）など観念的な側面から言及され

る場合が多く、経済関係において関心を持たれるのは燕行貿易のみで、辺境交易についてはその実態すら十分に知られていない状態である。この発表では、柵門で行われた辺境交易の実態、および交易という目で見える商業行為を通じて窺われる清朝と朝鮮との宗藩関係の一側面を明らかにしたい。

メクレンブルク植民にみる

成立期の小定住地「農耕市民都市」

富 田 矩 正

メクレンブルク植民におけるドイツフーフエ村落の建設は、西南部のヴィッテンブルクから北部のバルト海沿岸の原生林クリュツ＝タルネヴィツに至るまで急速に展開しており、優れた計画性、組織性を示している。この地域に対する植民は、時期によってその指導者が異なるが、12世紀半ばから13世紀初頭にかけてはハインリッヒ＝デア＝レーベやラツェブルク伯及びその植民請負人達が主導者であり、13世紀初頭以後はシュヴェーリン伯やオボトリート族の王侯達、ランデスヘルのもとで、グルントヘルが直接の担い手となっていくのである。

植民請負人は植民活動の先兵の役割を果たしたのであり、植民現場での請負人制を背景にして在地領主層が形成されるが、これらの植民の全ての期間をつうじて、領邦的支配権の確立を目指す領域諸権力の指導性と関与は強力であった。その場合、植民地域における司教区の設定や修道院の設立が重要な意味を持つてくる。12世紀を中心とする時期では、まず教区が主導する形での植民設定が組み立てられ、それとのかかわりにおいて、私的権力たる修道院そのものも植民行動に積極的に位置付けられていき、やがて領邦化の展開過程で世俗権力の進出がその枠組みのうえに進行してゆくのである。教会組織は植民過程で大きな役割を果たしたのであり、ドイツ北部植民全体をみても、10世紀につくられた司教管区は植民活動の中心として活気があり、そこを拠点に修道院がエルベ・オーデル間の奥深く設立されていくのである。修道院の設立と育成は、該当地域に対する植民の枠組みの設定をも意味しており、やがて修道院の独自の活動により植民が定着すると、その成果はランデスヘル達に活用されていくこととなる。

しかし、領域権力の指導性はこれらの農村定住地設立にのみ発揮されたわけではない。13世紀前後の時期になると、植民進出をした地域での、都市的定住地の設定とその拡大がはかられてくる。「農耕市民都市」型の小定住地の設立である。バルト海沿岸地域の都市についての研究は、「ハンザ史」としての角度からの考察が圧倒的であり、例えば、都市や市民の土地所有とか周辺部の農村との関わりなどという問題にかんしては、南ドイツなどを典型とするドイツ本土における一般的傾向の反映にすぎず、特色の薄い類型的なものであるという捉え方がされることが多いのである。とりわけ成立期の都市的小定住地は、ハンザ前史的位置づけ以外はほとんど問題とされてはいない。

ところでこの都市的小定住地の設立を、植民のプロセスとしてその展開過程の中に位置づけてみるとどうなるか。そこには、植民地域に対する積極的な移住者導入の一つの姿が浮かび上がってくる。

また森本芳樹氏は『西欧中世における都市と農村』の中で、「最近のヨーロッパ学界では、中世都市を周辺農村から切り離して考察する従来の手法が斥けられて、地域内部での都市的・農村的諸機能の編成と分布を、大都市から小村落に至るあらゆる定住地に目を配って再現しようとする地域史の手法がますます根を下ろしている。その結果、中世における都市と農村との多様な共生関係が明らかにされているのである。」と述べ、都市史と農村史とに存在する補完的な研究動向を重視することの必要性を指摘している。

そこで本報告においては、このような学界動向を視野に入れながら、まずメクレンブルク植民での都市的小定住地設立の状況を *Mecklenburgisches Urkundenbuch Bd. I., II., Schwerin Baerensprung, 1863-1936* にもとづいて紹介し、併せて、今後の考察にむけてのいくつかの問題点を提示してみたい。

黒耀石原産地遺跡の調査と研究

— 長野県小県郡長門町鷹山遺跡群 —

安 蒜 政 雄

南関東地方は、日本有数の先土器時代遺跡密集地として名だかい。遺跡は台地を刻む中・小の河川流域に集中し、随所に遺跡群をかたちづくっている。そうした遺跡のどこでも、原料にはじまる工程をふんで、石器の製作がおこなわれていた。

各遺跡から出土する石器や原料を石材別に検討していくと、同地方に産出する珪岩などの石材が使用されている一方、しばしば当地では入手不可能な遠隔地産の石材がみとめられる。それら遠隔地産石材は、ときとして、在地産の石材をうわまわる場合さえ多い。その遠隔地産石材の代表例が黒耀石であり、主要な原産地が長野県の和田峠や霧ヶ峰であることは、すでに理化学的な分析によって証明されている。

ところで、各遺跡には、その場で製作された石器の全てが残されているのか、また用意された全原料が使いつくされているのかということ、決してそうではない。製作された石器の一部と消費途中の原料がみあたらない。これは、先土器時代の人びとが、石器と原料をストック・携行しながら、移動の生活を繰り返した結果と考えられる。その移動の途中で、各遺跡で消費された分にみあう新たな原料などが、随時補充されていたものとみられる。

となると、南関東地方の遺跡から黒耀石が出土する現象は、同地方の人びとの移動が中部高地にまでもおよんでいたことを示しているのだろうか。

さて、中部高地の和田峠・霧ヶ峰一帯にも、南関東地方と同様、数多くの遺跡が残されている。そうした遺跡は、黒耀石の露頭や鉱脈に近く、黒耀石の原石が河床に分布する流域に群集し、いくつもの遺跡群を形成している。いわゆる黒耀石原産地遺跡群である。

黒耀石原産地遺跡群に足を踏み入れると、河床から容易に原石が拾えることはいままでもなく、同時に多数の石器類が表面採集される。各遺跡群で石器が多量に製作され、それが南関東地方へともたらされたことは想像にかたくない。

とはいえ、原産地遺跡群では、一体、原石をどのように入手（採取・採掘）し、どんなかたちで石器作りがおこなわれていたのか。入手された原石や生産された石器は、どんな経路をへて南関東地方へと運搬されたのか。その運搬は、南関東地方の人びとの直接的な移動によるのか、あるいは両地域を結ぶある種の流通体系がすでに成立していたのか。様々な疑問が生じ

る。

しかし、そうした数々の疑問に答えられるような、黒耀石原産地遺跡群についての調査と研究は、いまだ組織的におこなわれたことはなかった。現在、われわれが調査・研究中の鷹山遺跡群が最初の例である。

鷹山遺跡群の調査と研究は、2年間にわたった分布調査にはじまり、今年で8年目をむかえる。鷹山川の流域約1.5kmの範囲に11個所の遺跡と5個所の遺物散布地があること、かつては湿地であった鷹山川の河床には、遺跡群を見下ろす星糞峠から供給されたと考えられる、黒耀石の原石が堆積していることなど、鷹山遺跡群の構成と立地や環境の概要が明らかとなり、いまようやく研究の段階をむかえている。

そこで、ここでは、これまでの調査の結果にもとづいて、先に述べた一連の疑問をときあかすための、その一つの糸口を提示してみたい。

なお、星糞峠には、クレーターを思わせる一群の窪地が階段状に連なっている。そうした窪地は黒耀石を採掘した穴の跡ではないかと想定されていたが、本年度その一部を試掘し、縄文時代後期の黒耀石採掘址である事実をつきとめることができた。すなわち、一帯は、組織的で大掛かりな黒耀石の採掘がおこなわれた、縄文鉱山とも呼ぶべき一大黒耀石採掘址群であった可能性が強い。この日本初の縄文鉱山の発見によって、黒耀石原産地遺跡群が、従来の先土器時代の石器生産址としてばかりではなく、縄文時代の原石採掘址として、あらためて見直されることとなるにちがいない。

北極圏冬季の気温変動と

ブロッキング高気圧の関係について

梅 本 亨

植村直己は探検記『北極圏一万二千キロ』で次のように記している。「(1975年) 二月二日、暖かい朝だった。いつもは目が覚めると顔を動かすことができないほど、シュラフのまわりに自分の呼吸による霜が付着しているのだが、今朝はそれがなかった。シュラフのチャックをはずして手を出しても冷たくなかった。七時半に目が覚め、テントを出たのが八時、まだ満天の星だ。…… 二月八日 夜になっても気温は高かった。マイナス十五度ぐらいか。手袋が濡れているのに、あの刺すような痛みがこない。風がしずまって、雪が上からまっすぐに、日本で見る綿雪のように降っている。」

これは、彼がグリーンランド西岸沿いに犬橿で北上していたときの出来事である。この探検で彼は、普段は結氷しているはずの領域で open sea に遭遇したり、あるいは薄い海水を割って海に落ちかかったりと、大変な苦勞を強いられている。この時期、いったい何が起きていたのだろうか。

私は、この本を読んでいたとき、ちょうど北半球中緯度の寒波を研究していた。そして、「逆の現象もあるんだなあ」と思ったものの、そのメカニズムについては良いアイデアは浮かばなかった。しかし、彼が記述した現象は強烈な印象となって焼き付いた。中緯度の寒波の研究が一段落した後、熱帯の気象と寒波の相互作用の研究に進む予定を変更して、北極圏と中緯度の相互作用に取り組むことにした。すなわち北極圏冬季の「暖波(こういう用語はないが)」の研究である。

好運にも文部省の科研費が取れたので、さっそくデータ探しを開始した。そして研究開始第一日目から暗礁に乗り上げてしまった。以前、NHKで放映された「北極圏シリーズ」の「漂流ステーション」をご覧になった方はすぐに納得されると思うが、そもそも北極海では定期的な気象観測など行われていないのである。

本日は、このような動機で開始したものの、まだ完成してはいない私の研究について、ある程度まとまった部分を、特に気象学の知識を持たない方にも御理解いただけるように紹介させていただくことに致しました。

詳細は発表にまわすとして、以下に若干のキーワードの解説を記して時間の節約を図りたい

と思います。

【ブロッキング (blocking) 現象】

北極の上空から地球を見おろすと、中緯度より北側には北極を取り巻くように反時計回りに吹く大規模な風の帯があることに気がつきます。これが偏西風で、一番強い部分はジェット気流ともよばれています。偏西風はあたかも川のように流れておりますが、川と同じように蛇行していることが多いのです。この蛇行が激しくなれば、やはり川と同じように、膨らんだ部分を切離して短絡経路を取るようになることがあります。本物の川の場合は三日月湖などが形成されるわけですが、大気の場合にはちょうど数字の8の字のような形で二つの巨大渦巻が形成されます。一般に、北側の渦は時計回りの高気圧、南側の渦は反時計回りの低気圧となります。

切離された二つの渦はその場に「わだかまって」いることが多いので、気圧配置が固定してしまい、順調に北東に進むはずの普通の低気圧などは行方を阻まれてしまいます。つまりブロックするわけです。この現象をブロッキングといいます(昔は「阻塞現象」などと言われたこともあります)。

【ウォームコア (warm core)】

東京の月平均気温を10年分(120個)集めて、縦軸に気温をとって左から右へ並べて作った折れ線グラフを想像して下さい。各年の最低・最高はだいたい1月と8月にでますから、グラフには10個の凸と、それに挟まれる9個の凹ができるはずですが、その凹の形はローマ字のVとUの中間のようなものになります。もし、この形がVなら、その先端をコアといいます。またUならばコアレス (coreless) となります。

極地では冬にはコアレスになることが多いのですが、ときどきW型の気温変化を示すことがあります。冬の真中に温暖月が出現するわけです。これをウォームコアと呼んでいます。これは「暖波」でしょうか? 実はそれほど単純なものではなく、南極と北極では、その成因さえ全く異なるのです。

アメリカ人の戦争観

—— 湾岸戦争を見て考えたこと ——

林 義 勝

I アメリカ合衆国と戦争および戦争目的

アメリカ合衆国は、建国を達成した独立戦争から数えて、現在に至る 215年の歴史の中で、教多くの戦争を経験している。17世紀の植民当初から続いている先住民インディアンとの19世紀後半まで断続的に行われた戦争をはじめ、独立戦争、1812年戦争（第二次米英戦争）、米墨戦争（メキシコとの戦争）、南北戦争、米西戦争、第一次世界大戦、第二次世界大戦、冷戦、朝鮮戦争、ヴェトナム戦争、湾岸戦争を戦ってきたのである。

こうした数多くの戦争も、大きく分ければ、19世紀に戦われた戦争が主としてアメリカ合衆国の領土的拡大を目指したものと特徴づけることができよう。歴史学者フレデリック・ジャクソン・ターナーがいみじくも主張したように、1890年のフロンティア・ラインの消滅をもってアメリカ合衆国の歴史の第一期は終わったのである。

こうした文脈で考えれば、1898年の米西戦争は、合衆国が海外の事件に関与する姿勢を鮮明にした最初の戦争といえよう。ここでの焦点は領土の獲得ではなく、海外市場の確保や合衆国のミッション（使命）が語られることになる点で、以前の戦争とは性質を異にする面が現れる。この後、第一次世界大戦に参戦する際にウィルソン大統領が宣言したように、これは合衆国の立場からすれば、「民主主義にとって世界を安全にする」ための戦争であり、自由主義経済体制を守るための戦争であった。第二次世界大戦後に発せられた「トルーマン・ドクトリン」は、明確に共産主義勢力との世界大での闘争を宣言し、合衆国がアメリカ的生活様式と価値観を守るための戦いに乗り出す冷戦の宣戦布告であった。そして、合衆国からみれば、この戦いに勝利を収めたかに見えた時にイラクのクェート侵略が始まったのである。世界の「新秩序」への挑戦であった。

II アメリカ外交と軍事力の行使

アメリカ合衆国憲法の規定に、「規律ある民兵は、自由な国家の安全にとって必要であるから、人民が武器を保蔵し、また武装する権利は、これを損なうことができない」（修正条項第

2条）と述べられている。こうした条項は独立戦争を経験したアメリカ国民には当然のこととして主張され、この規定を含む、いわゆる権利の章典といわれる修正条項が10項、憲法が批准された後直ちに追加されたのである。自分の身の安全や自由を自分で確保するために武器を所持することが憲法で保証されなければならなかったのである。

こうした考え方を合衆国が外交政策の中にそのまま取り入れていったわけではない。歴史的に合衆国はヨーロッパ社会に対しては、第二次世界大戦までは孤立主義的な政策をとってきた。しかし、冷戦が進行するなかで、合衆国はヨーロッパの防衛にも関与し、基本的には今日までその政策を継承しているといえよう。一方、西半球については、20世紀のはじめにセオドア・ローズヴェルトが主張した「国際警察力」を行使し、そこでの秩序を保ち、他の列強の干渉を認めないという姿勢が今日でも強く感じられる。また、アジアについては、第二次世界大戦までは、中国に対する合衆国の門戸開放政策とそれを打破し勢力圏を設定しようとする日本の侵略への対応が中心的な課題であった。第二次大戦後は、ヨーロッパでの冷戦が進行するなかアジアでの共産主義勢力を武力で封じ込めるとというのが対アジア政策の中心であった。その過程で朝鮮戦争、ヴェトナム戦争へ関与していったのである。中近東への合衆国の関与が目立つようになるのは、石油の供給地であることやイスラエルへの大量の援助を除けば、イランの米大使館の人質事件以後であった。また、宗教上の違いなどアメリカには比較的馴染みの薄い地域であった。

ヴェトナム戦争でアメリカはどのような「教訓」を得たのであろうか。ブッシュ大統領が湾岸戦争での勝利宣言をした演説のなかで、ヴェトナム症候群をアメリカ社会から払拭できたと主張したが、それはアメリカ人がヴェトナム戦争に対して抱いていたイメージの片面に言及したにすぎない。すなわち、もう一つ政府指導者が学んだ「教訓」は海外での戦争は、短期間に、国民の間で反戦運動が起きないうちに、可能な限り戦力を動員し、最初から徹底的に相手を叩くということであった。また、マスコミの報道を厳しく制限し、戦争の犠牲者も最小にとどめるよう周到な計画をたて、迅速にそれを実行することであった。

III ま と め

以上概略したアメリカ合衆国の外交政策の流れの中で、湾岸戦争はどのように位置づけされるだろうか。石油利権の確保であるとか、軍事的優位を維持し経済的衰退を補うためだとか、イスラム教とキリスト教の宗教的対立が強調されるなど、様々な解釈がなされているが、合衆国にとっての基本的動機は、国際社会におけるモラルの問題ではなかったか。「われらは、全

世界の国民が、等しく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。「われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従うことは、自国の主権を維持し、他国と対等に立とうとする各国の責務であると信ずる」。(「日本国憲法」前文より引用)
